参考資料６

令和６年度
ジェンダー平等推進・男女共同参画
社会の実現に向けた取組報告

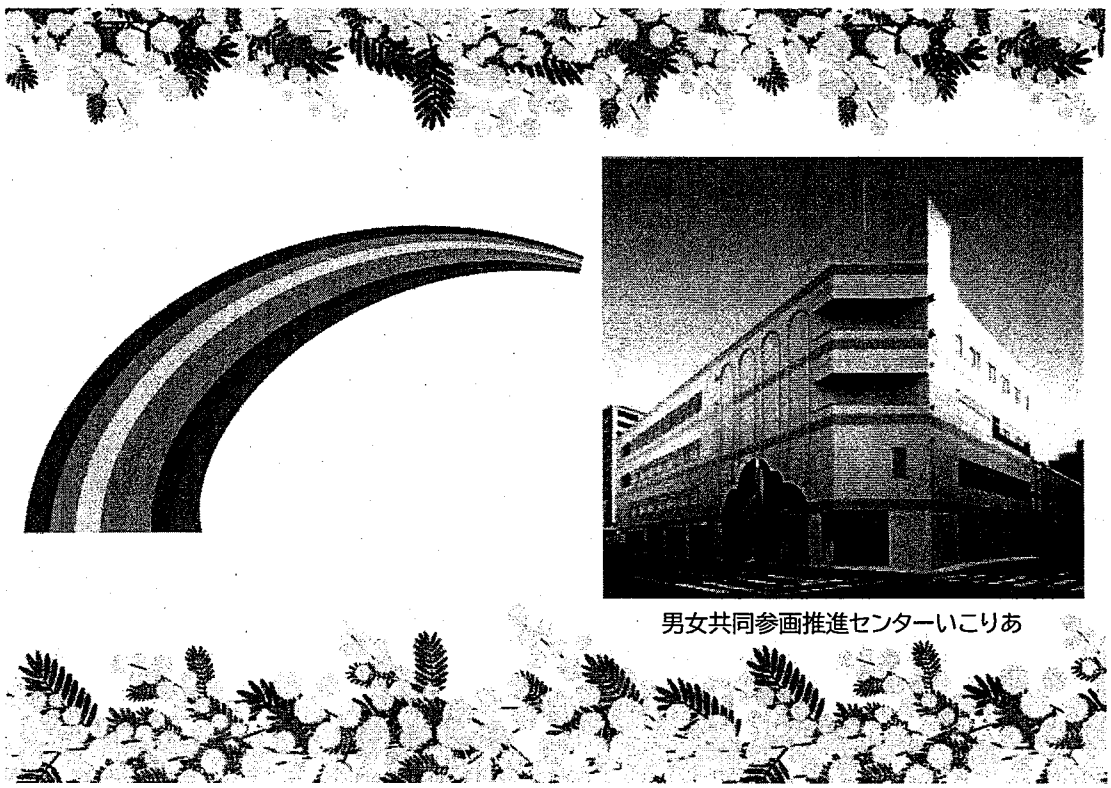

男女共同参画推進センターいこりあ

茅ヶ崎市

ジェンダー平等推進・男女共同参画社会の実現に向けて

市では、茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画（令和５年度～令和１２年度）の目標に基づいて、人権を尊重した、誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる、ジェンダー平等社会の実現を目指して、様々な取組を行っています。

茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画（令和５年度～令和１２年度）　基本目標と目標

目標 NO.	内 容
基本目標1	人権を尊重した、ジェンダー平等の意識啓発の推進
目標1	ジェンダー平等、男女共同参画について理解を促進する
目標2	人権を尊重し、多様性について理解を促進する
基本目標2	ワーク・ライフ・バランスの促進
目標3	働きやすい環境をつくる
目標4	子育て・介護がしやすい環境をつくる
目標5	男性の家事・子育て・介護への参画を進める
基本目標3	あらゆる暴力の根絶
目標6	暴力根絶のための意識啓発を推進する
目標7	暴力に関する相談がしやすい体制をつくる
基本目標4	生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくり
目標8	女性の生涯にわたる健康を支援する
目標9	様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する
基本目標5	性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくり推進
目標10	政策・方針決定過程の場に女性の参画を促進する
目標11	女性の職業生活における活躍を推進する
目標12	地域、防災などの分野における女性の参画を促進する

本誌は、この計画を推進するために令和６年度に実施した取組を紹介します。

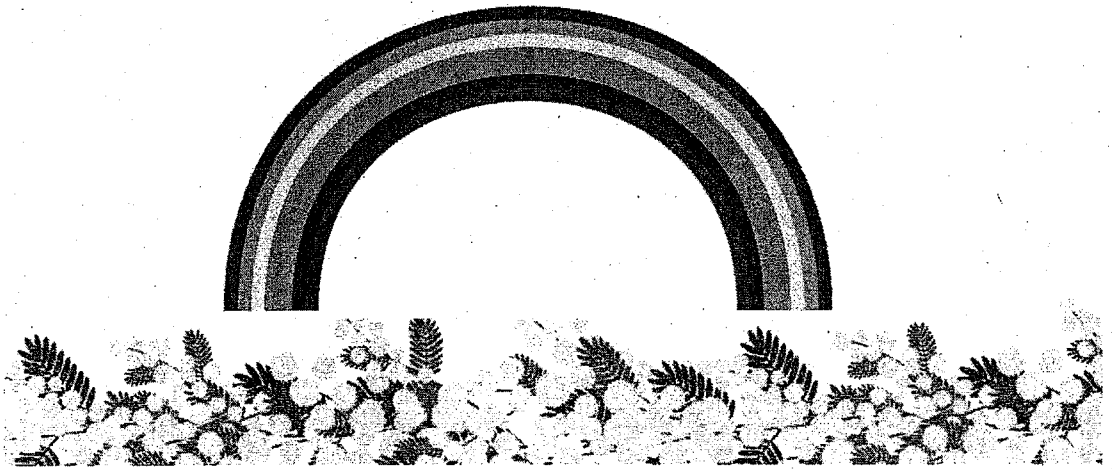

目　　次

1　茅ヶ崎市のジェンダー平等・男女参画社会の実現の歩み　・・・・・・・・・・・・・1

2　令和６年度の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　２－１　啓発事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　　（１）実施事業概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　　（２）男女共同参画情報紙「いこりあ通信」の発行　・・・・・・・・・・・・１４
　　（３）リーフレットの配架　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

　２－２　支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　　（１）託児ボランティア派遣事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　　（２）パートナーシップ宣誓制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

　２－３　相談事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　　（１）設置目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　　（２）相談内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　　（３）相談実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

3　男女共同参画推進センター（いこりあ）の概要　・・・・・・・・・・・・・・・１９
　　（１）設置目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　　（２）所在地　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　　（３）床面積・貸出面積　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　　（４）概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　　（５）配置図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　　（６）開館日時　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　　（７）案内図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

4　男女共同参画推進センター（いこりあ）管理事業　・・・・・・・・・・・・・・２１
　　（１）建物管理業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　　（２）各種サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　　（３）施設の利用状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　　（４）利用状況の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　　（５）施設の利用方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　　　ア　会議室を利用できる方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　　　イ　利用者の登録について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　　　エ　利用申請手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

（６）茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体制度　・・・・・・・・・・・２４
（７）茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体　・・・・・・・・・・・・・２４
ア　国際ソロプチミスト茅ヶ崎　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
イ　茅ヶ崎市食生活改善推進団体　茅波会　・・・・・・・・・・・・・・・２６
ウ　茅ヶ崎市母子寡婦福祉会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
エ　マザーアース茅ヶ崎　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
オ　ミクシテ「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」を推進する会　・・・２９

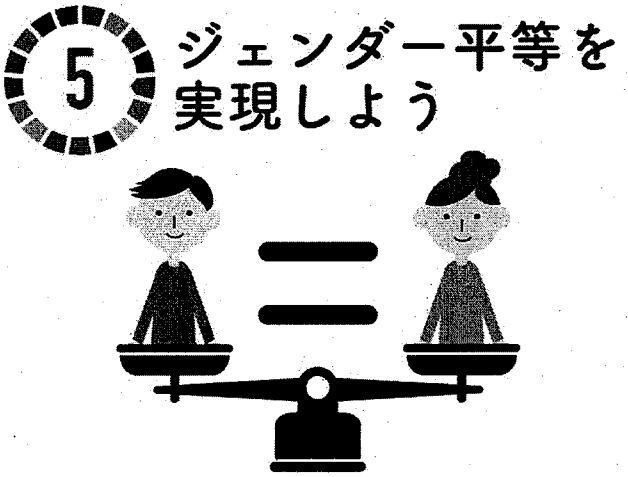

SDGs目標 5　ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

1　茅ヶ崎市のジェンダー平等・男女共同参画社会の実現の歩み

昭和５８（１９８３）年	『茅ヶ崎市女性センター』を設置
昭和６１（１９８６）年	女性施策の総合的推進を図るため、庁内関係各課で構成する『茅ヶ崎市婦人関係行政推進連絡協議会』を設置
平成３（１９９１）年	市民による茅ヶ崎市婦人問題懇談会の提言を経て、委員１３人で構成する『茅ヶ崎市女性行動計画策定委員会』を設置
平成５（１９９３）年	女性に関わる問題を解決するために『ちがさき女性プラン』を策定。諮問機関として市民で構成する『ちがさき女性プラン推進協議会』を設置
平成８（１９９６）年	『茅ヶ崎市婦人関係行政推進連絡協議会』を『茅ヶ崎市女性行政推進会議』に改称
平成１０（１９９８）年	『茅ヶ崎市女性センター』を現在地に移転
平成１３（２００１）年	ちがさきを男女共同参画のまちにすることを目指して『ちがさき男女平等参画プラン』を策定。『ちがさき女性プラン推進協議会を『ちがさき男女平等参画プラン推進協議会』に改称
平成１４（２００２）年	『茅ヶ崎市女性行政推進会議』を『茅ヶ崎市男女共同参画推進会議』に改称。 女性の生活上の様々な悩みを相談する窓口として、『女性のための相談室』を設置
平成１７（２００５）年	新たに４つの重点的に取り組むべき課題等を設定し、『ちがさき男女平等参画プラン』を見直し、改訂
平成２３（２０１１）年	人権が尊重された、男女共同参画社会の形成に向けて『ちがさき男女共同参画推進プラン』を策定。『ちがさき男女平等参画プラン推進協議会』を『ちがさき男女共同参画推進プラン協議会』に改称
平成２５（２０１３）年	『茅ヶ崎市女性センター」を『茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（愛称：いこりあ）』に改称
平成２８（２０１６）年	『第２次ちがさき男女共同参画推進プラン』を策定
令和２（２０２０）年	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、茅ヶ崎市総合計画実施計画の策定が２年間延期されたことに伴い、『第２次ちがさき男女共同参画推進プラン』の計画期間を延伸
令和３（２０２１）年	茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度を導入
令和３（２０２１）年	藤沢市、寒川町と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書」を締結（１２月２０日）
令和４（２０２２）年	「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携」運用開始
令和５（２０２３）年	『茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画』を策定。『ちがさき男女共同参画推進プラン協議会』を『茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画協議会』に、『茅ヶ崎市男女共同参画推進会議』を『茅ヶ崎市ジェンダー平等推進会議』に改称

2　令和６年度の取組

２－１ 啓発事業

（１）実施事業概要　　※「計画」＝「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」

実施事業①

展示名	男女共同参画週間事業に関するパネル展
計 画	基本目標1　人権を尊重した、ジェンダー平等の意識啓発の推進 目標1　ジェンダー平等、男女共同参画についての理解を促進する 基本目標3　あらゆる暴力の根絶 目標6　暴力根絶のための意識啓発を推進する 基本目標5　性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくりの推進 目標10　政策・方針決定過程の場に女性の参画を推進する
日 時	(1)　令和6年6月17日(月)10時から6月22日(金)21時まで (2)　令和6年6月24日(月)10時から6月28日(金)16時まで
場 所	(1)　男女共同参画推進センターいこりあ (2)　市役所本庁舎1階市民ふれあいプラザ

男女共同参画推進センターいこりあ

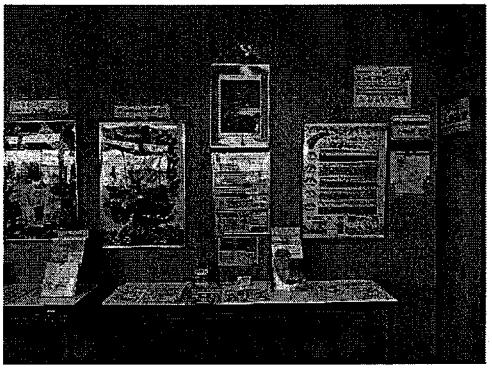

男女共同参画推進センターいこりあ

男女共同参画推進センターいこりあ

男女共同参画推進センターいこりあ

市役所本庁舎1階市民ふれあいプラザ

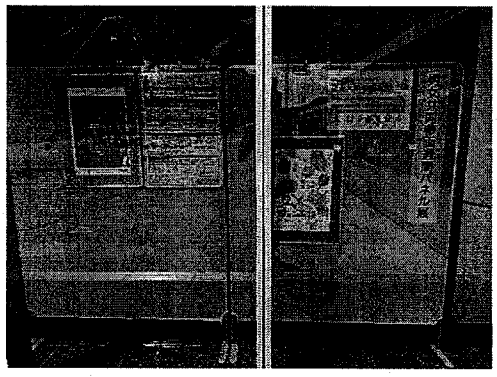

市役所本庁舎1階市民ふれあいプラザ

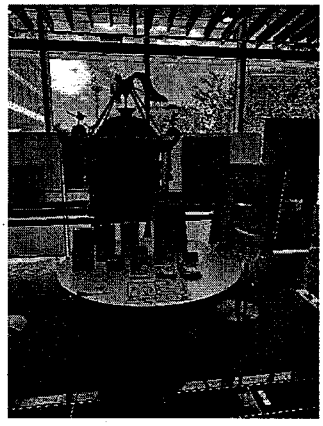

市役所本庁舎1階市民ふれあいプラザ

市役所本庁舎1階市民ふれあいプラザ

内閣府ポスター

実施事業②

講座名	男女共同参画週間特別企画　育休パパママ復職応援講座 ～仕事と育児を両立する考え方を学ぼう～		
計　画	基本目標2　ワーク・ライフ・バランスの促進 目標3　働きやすい環境をつくる 目標4　子育て・介護がしやすい環境をつくる 目標5　男性の家事・子育て・介護への参画を進める 基本目標5　性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくりの推進 目標11　女性の職業生活における活躍を推進する		
日　時	令和6年6月22日(土)14時から16時まで		
場　所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ　大会議室		
講　師	株式会社ワークシフト研究所　育休プチMBA®認定ファシリテーター 森田　亜梨沙さん		
対　象	市内在住、在勤、在学の方		
定　員	20人		
内　容	育児理由での女性の離職を減らすためにも、育児と仕事の両立の壁を乗り越える考え方を学び、復職後の不安を解消し自分らしく働き続けようと思う意欲を高めることを目的とした内容です。復職にあたってはパートナーとの協力が不可欠と考え性別の制限は設けませんでした。 子育てしながらキャリアをイメージできるよう、両立の壁を乗り越える考え方やタイムマネジメントスキル、上司や同僚との効果的コミュニケーション術を学びました。また、同じ悩みや想いを持つ育休者や復職者同士が情報交換や相談し合い、復職後の不安の解消を図りました。		
受講者	4人	託　児	3人

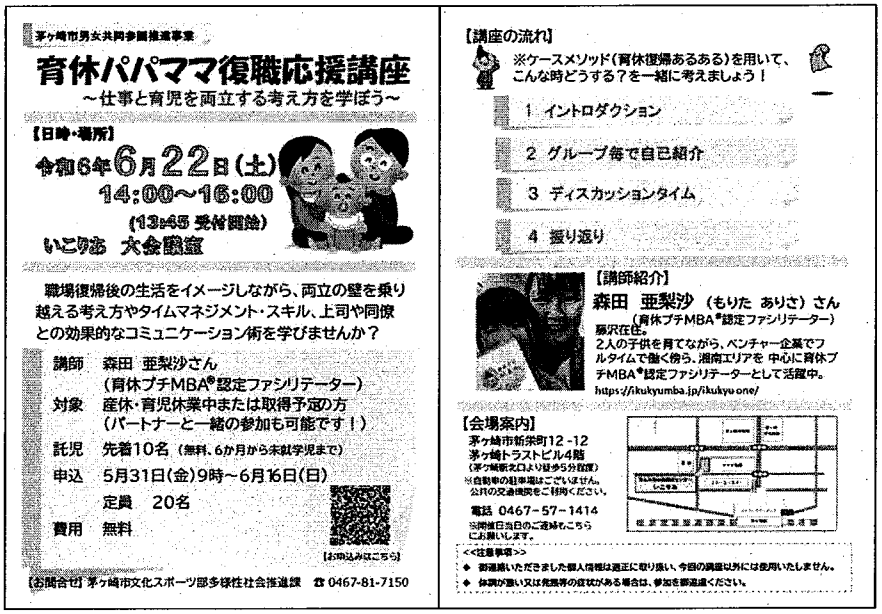

実施事業③

講座名	女性のためのマネー講座 (1)「わたしの暮らしのマネープラン基礎編」 (2)「わたしの暮らしのマネープラン教育資金編」		
計 画	基本目標2　ワーク・ライフ・バランスの促進 目標3　働きやすい環境をつくる 基本目標4　生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくり 目標9　様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する 基本目標5　性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくりの推進 目標11　女性の職業生活における活躍を推進する		
日 時	(1)基礎編　　令和6年8月28日(水)　10時から12時まで (2)教育資金編　令和6年9月17日(火)　10時から12時まで		
場 所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ　大会議室		
講 師	神奈川県金融広報委員会　金融広報アドバイザー　秋山　友美さん		
対 象	市内在住、在勤、在学の成人女性		
定 員	30人		
内 容	育児、教育、住居取得、老後対応など、ライフステージによって、一定の資金がかかり、お金にまつわる悩みごとは様々です。(1)基礎編では、世代に合わせた生活設計と資産形成についての基礎知識を学びました。(2)教育資金編では、教育資金についての悩みごとを改善、解決するために、将来に備えた教育資金のための生活設計について学びました。		
受講者	(1)　25人 (2)　14人	託 児	(1)　4人 (2)　4人

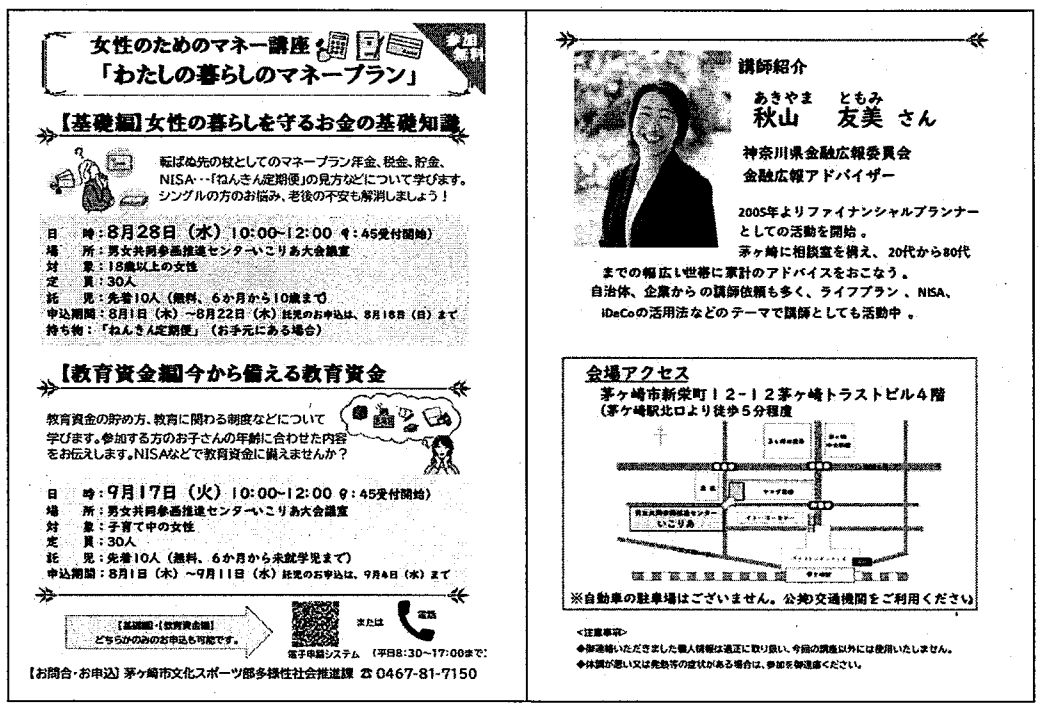

実施事業④

講座名	地域防災への女性参画促進講座 「おうち食材で災害食料理～ローリングストック術を学ぼう～」		
計 画	基本目標5　性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくりの推進 目標12　地域、防災などの分野における女性の参画を促進する		
日 時	令和6年9月7日(土)　10時から12時30分まで		
場 所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ　実習室		
講 師	愛川　真白さん(料理教室プレデリ代表) 忠隈　厚志主査(防災対策課職員)		
対 象	市内在住・在勤・在学の成人男女		
定 員	16人		
内 容	地域の防災活動について興味を持ち、地域防災における女性の視点を取り入れることの重要性を学んで、地域防災への女性の参画の促進を目指します。 被災時に使用できる水やガス等の資源が少ない状況を想定した災害食を調理し、ローリングストック術や防災の備えについて学びました。併せて防災備蓄等(簡易トイレ、備えるボックス)の展示・紹介等を行いました。		
受講者	15人	託 児	1人

実施事業⑤

講座名	アンコンシャスバイアス講座		
計 画	基本目標1　人権を尊重した、ジェンダー平等の意識啓発の推進 目標1　ジェンダー平等、男女共同参画についての理解を促進する 目標2　人権を尊重し、多様性について理解を促進する		
日 時	令和6年11月21日(木) 13時15分から15時まで		
場 所	市役所　本庁舎5階　研修室		
講 師	一般社団法人アンコンシャスバイアス研究所　坂爪　美奈子さん		
対 象	市職員		
内 容	「アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)」が職場や家庭、地域社会で及ぼす影響を学ぶことで職員の人権意識を醸成し、ジェンダー平等、多文化共生など様々な分野について理解を深めていくことを目的とします。		
受講者	17人	託 児	－

アンコンシャスバイアス(unconscious bias)

日本語で「無意識の思い込み」や「無意識の偏見」とも訳され、誰もが持っている可能性のある、無意識の偏ったものの見方や考え方のことです。

性別や年齢、学歴などに対して、知らず知らずのうちに偏った見方をしてしまうことがあります。こうした思い込みが、職場や家庭、地域社会、人間関係に影響を与えることがあります。

アンコンシャスバイアスは誰にでも起こりうることで、「アンコンシャスバイアス」の「気づき」が重要になります。

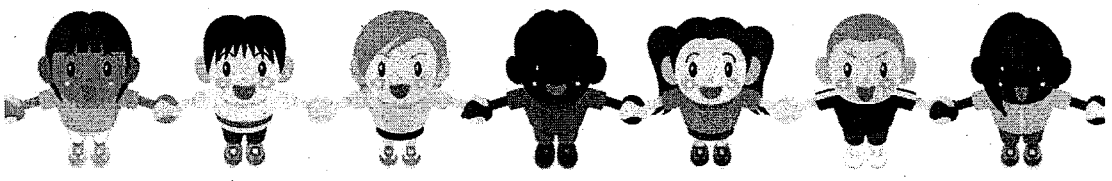

実施事業⑥

展示名	女性に対する暴力をなくす運動に関するパネル展
計 画	基本目標１ 人権を尊重した、ジェンダー平等の意識啓発の推進 目標１ ジェンダー平等、男女共同参画についての理解を促進する 基本目標３ あらゆる暴力の根絶 目標6 暴力根絶のための意識啓発を推進する 目標7 暴力に関する相談がしやすい体制をつくる
日 時	(1)令和6年11月11日(月)10時から11月15日(金)16時まで (2)令和6年11月18日(月)10時から11月23日(土・祝)まで
場 所	(1)茅ヶ崎市役所本庁舎1階 市民ふれあいプラザ (2)茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

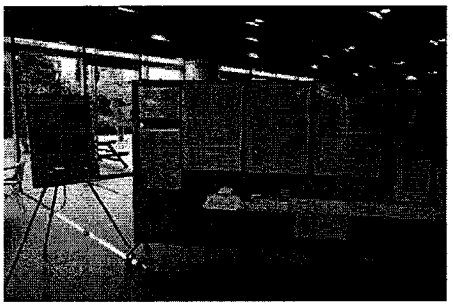

①展示の様子(ふれあいプラザ)

②展示の様子(ふれあいプラザ)

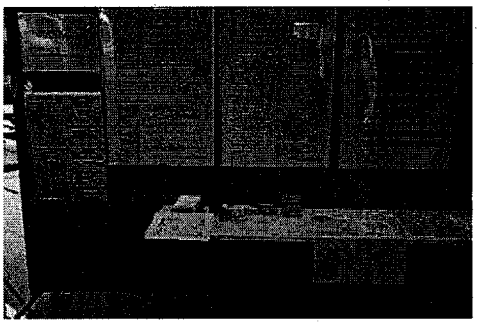

③展示の様子(ふれあいプラザ)

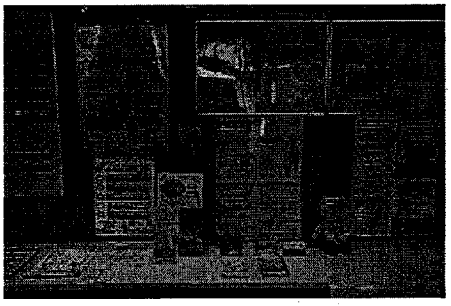

④展示の様子(ふれあいプラザ)

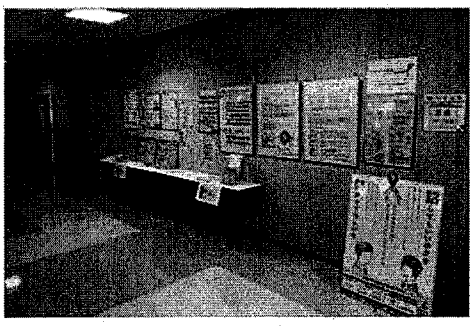

⑤展示の様子(いこりあ)

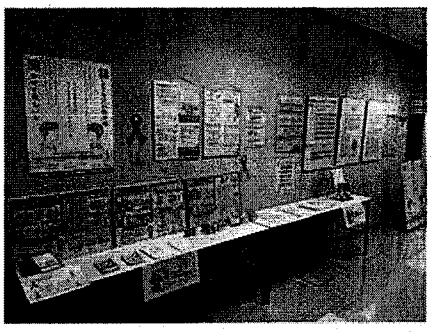

⑤展示の様子(いこりあ)

実施事業⑦

講座名	更年期って何だろう？～こころと身体のセルフケア～		
計 画	基本目標4　生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくり 目標8　女性の生涯にわたる健康を支援する 目標9　様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する		
日 時	令和6年11月19日(火)10時から12時まで		
場 所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ　大会議室		
講 師	ちぇぶら認定　更年期ライフデザインファシリテーター 知久　朋美さん		
対 象	市内在住、在勤、在学の方		
定 員	20人		
内 容	性別によらず幅広い年代の活躍が求められる現代で、誰もが生き生きと暮らしていくために、更年期に対する正しい知識と情報を得て理解を深めることを目的とします。 更年期は個人の問題ではなく、社会・家族・企業みんなで学び正しい知識を持つことが大切であること、日常生活に簡単に取り入れられる「ちぇぶら体操」を挟んで、こころも身体も健康に過ごすために、更年期のこころと身体の移り変わりを知り、自分の体をケアする方法や更年期への向き合い方・対処方法を学びました。		
受講者	11人	託 児	1人

実施事業⑧

講座名	令和6年度茅ヶ崎市人権啓発講演会 「LGBT が安心できる社会はすべての人が安心できる社会」		
計 画	基本目標1　人権を尊重した、ジェンダー平等の意識啓発の推進 目標1　ジェンダー平等、男女共同参画についての理解を促進する 目標2　人権を尊重し、多様性について理解を促進する		
日 時	令和6年12月11日(水)14時から16時まで		
場 所	市役所本庁舎4階会議室3～5		
講 師	日本キリスト教団川和教会牧師、 農村伝道学校校長 平良　愛香さん		
対 象	市内在住、在勤、在学の方及び市職員		
定 員	100人		
内 容	『LGBTQ+』が性的マイノリティを意味することは、多くの人に認識されるようになりましたが、あいまいな使われ方や、間違った使われ方が見受けられ、社会全体ではその理解が十分とは言えない現状です。性的マイノリティに対する理解を深め、多様性を尊重するためにそれぞれが出来ることを考えてもらうことを目的とします。 自身も当事者である講師から、『LGBTQ+』とは何かといった基礎的なことや、子ども時代から、カミングアウトした時の心境や周囲の反応、現在にまでの生い立ちや体験を振り返りながら、性的マイノリティに限らず、少数者当事者の立場から見える社会について講演いただきました。		
受講者	95人	託 児	－

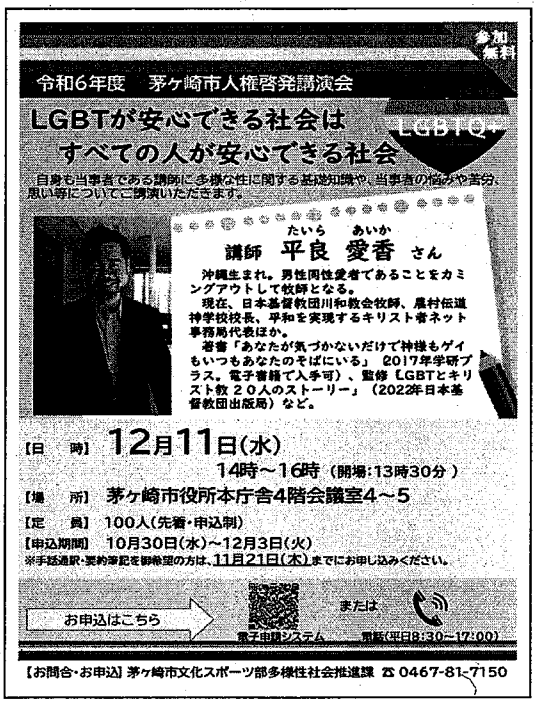

実施事業⑨

展示名	北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネル展示
計 画	基本目標1　人権を尊重した、ジェンダー平等の意識啓発の推進 目標2　人権を尊重し、多様性について理解を促進する
日 時	令和6年12月16日(月)10時から12月20日(金)16時まで
場 所	市役所本庁舎1階市民ふれあいプラザ

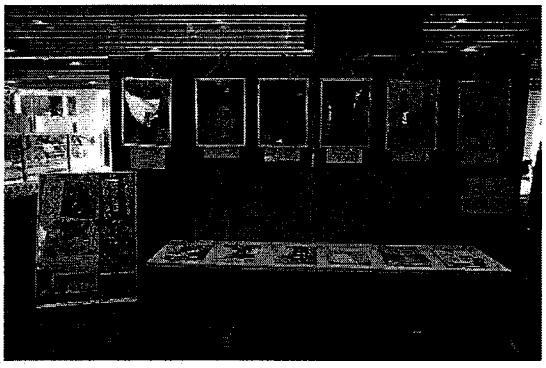

①展示の様子

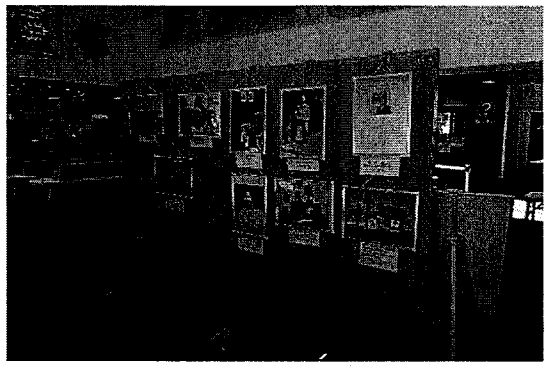

②展示の様子

③展示の様子

④展示の様子

⑤展示の様子

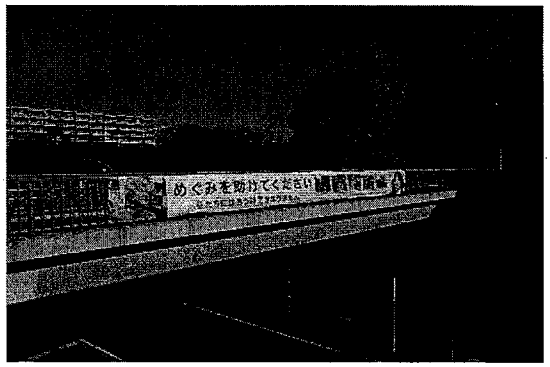

⑥横断幕

実施事業⑩

講座名	メンター養成(フォロー)研修		
計 画	基本目標1　人権を尊重した、ジェンダー平等の意識啓発の推進 目標1　ジェンダー平等、男女共同参画についての理解を促進する 目標2　人権を尊重し、多様性について理解を促進する		
日 時	令和7年2月27日(水)　9時45分から12時まで		
場 所	市役所　本庁舎5階　研修室		
講 師	パラレルキャリア推進委員会(エール株式会社)　井上　ハルナさん		
対 象	市職員		
内 容	メンターとなる先輩職員が、後輩職員と対話を行うにあたり必要な人権意識等に係る知識を学び、対話を通じて、部下育成能力並びにキャリア意識の向上を図りました。		
受講者	15人	託 児	－

メンター養成

新入社員や若手社員を指導・育成するメンターを育成するための研修やプログラムのことです。メンターは、経験や知識をもとに、メンティ（指導を受ける側）の成長をサポートする役割を担います。

メンター養成は、メンターとなる人がメンタリングに必要な知識やスキルを習得し、メンティの能力開発を効果的に支援できるようにすることを目的としています。

メンター養成は、組織の成長を支える上で重要な取り組みです。メンターが育成されることで、組織全体のパフォーマンス向上や人材育成の強化につながります。

実施事業⑪

講座名	女性活躍支援　起業した女性の話を聞いてみよう		
計　画	基本目標2　ワーク・ライフ・バランスの促進 　目標3　働きやすい環境をつくる 基本目標5　性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくりの推進 　目標11　女性の職業生活における活躍を推進する		
日　時	令和7年3月10日(月)　10時から12時まで		
場　所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ　大会議室		
講　師	□コーディネーター 　秋山 友美さん　湘南・茅ヶ崎の家計コーチ □パネラー(順不同) 　中尾 亜衣子さん　さわさわ&co. 　田村 亮美さん　あきSuNち(おやこサロン&おやこワークショップ) 　今野 早苗さん　アクセサリーショップchi- tan(チータン)		
対　象	女性		
定　員	15人		
内　容	女性の活躍を支援することを目的とします。 茅ヶ崎市内で様々な分野で活躍する女性3名から、起業のきっかけや事業展開の課題など起業についての話を座談会形式で伺いました。		
受講者	13人	託　児	4人

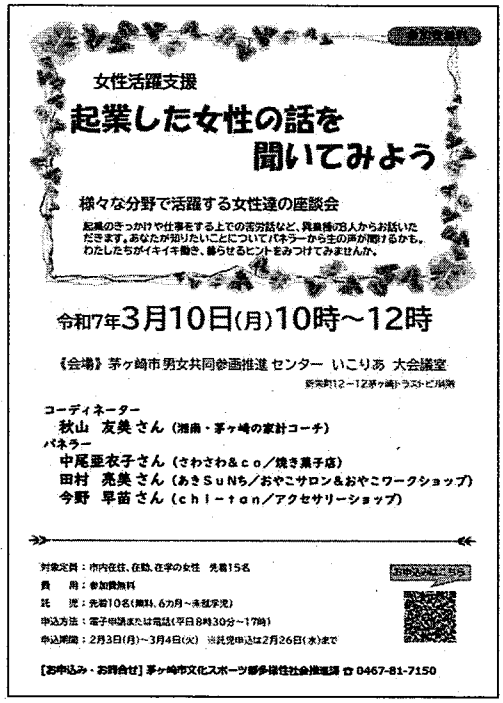

（2）男女共同参画情報紙「いこりあ通信」の発行

男女共同参画に関わる施策や啓発事業に関する情報をわかりやすく市民に提供するため、年１回発行しています。

◇第１９号（令和７年２月発行）

◇内容 性被害、性暴力について、 パートナーシップ宣言、託児ボランティア募集 女性のための相談室、茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ紹介 など

◇配布場所 市役所、男女共同参画推進センター、その他公共施設

（3）リーフレットの配架

講座や講演会等のチラシ、男女共同参画の啓発冊子、情報誌、行政機関からの男女共同参画に関するパンフレット等を配架しています。

２－２ 支援事業

（１）託児ボランティア派遣事業

男女共同参画推進センターでは、子育て中の人が市主催の講座や会議等に参加できるよう、託児を実施しています。託児ボランティアは毎年市内在住の方を対象に登録してもらい、対象の事業へボランティアとして派遣しています（資格不問）。

《参考》 多様性社会推進課における託児ありの講座数とその受講者数及び託児の状況推移

年 度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
託児付き講座数	0	4	10	6	6
講座受講者数	0	24	95	71	82
託児延べ人数	0	0	18	11	17
託児ボランティア延べ派遣人数	0	6	18	13	15

（２）パートナーシップ宣誓制度

茅ヶ崎市は、「多様性を認め、尊重し合う社会の実現」に取り組んでいます。その一環として、性的マイノリティをはじめ様々な事情によって婚姻の届出をせず、あるいはできず、悩みや生きづらさを抱えている市民の方々に寄り添っていくために、令和３年４月より茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度を導入しました。

また、茅ヶ崎市では、制度を利用している方が、転入・転出する場合に生じる負担の軽減のため、藤沢市、寒川町と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書」を令和３年１２月２０日に締結し、令和４年２月１日から運用しています。

茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度について

２－３ 相談事業

（１）設置目的

家庭や、地域、職場で様々な悩みを抱える女性の自立支援を目的として、「女性のための相談室」を設置しています。

（２）相談内容

夫婦・家族・交際相手等の人間関係や生活上の悩み相談を実施しています（相談は無料、秘密は厳守します）。

土、日、祝日、年末年始は相談を行っていません。

電話相談・・・女性相談員による一般相談

毎週月曜日～金曜日

１０時００分～１６時００分

面談相談(予約制)・・・女性相談員による一般相談

毎週月曜日～金曜日（第２水曜日及び第４水曜日１３時～１６時は除く）

１０時００分～１６時００分

法律相談(予約制)・・・女性弁護士による専門相談

毎月第２水曜日及び第４水曜日

１３時００分～１６時００分

予約、相談は、相談室直通　**０４６７－８４－４７７２**　まで

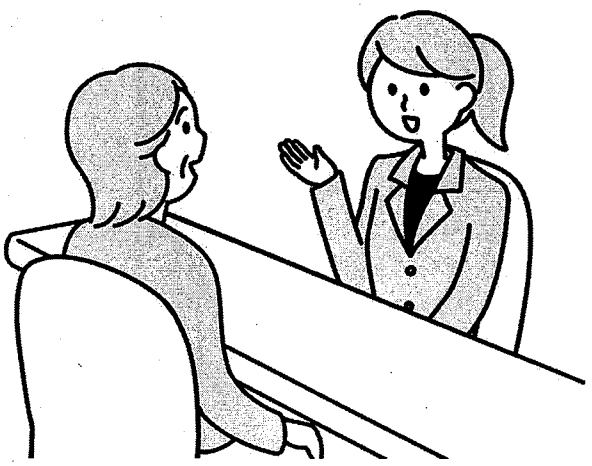

（3）相談実績

令和６年度は、一般相談として電話相談が８８４件、面談相談が２５３件、合計で１，１３７件の相談がありました。また、専門相談として７７件の法律相談がありました。

① 内容別相談件数

内容	電話	面談	合計
暴力	108	187	295
夫婦	136	49	185
家族･親族	86	11	97
対人関係	391	3	394
生活困窮等	18	1	19
求職	16	0	16
医療	111	0	111
その他	18	2	20
総合計	**884**	**253**	**1,137**

② 相談件数の推移

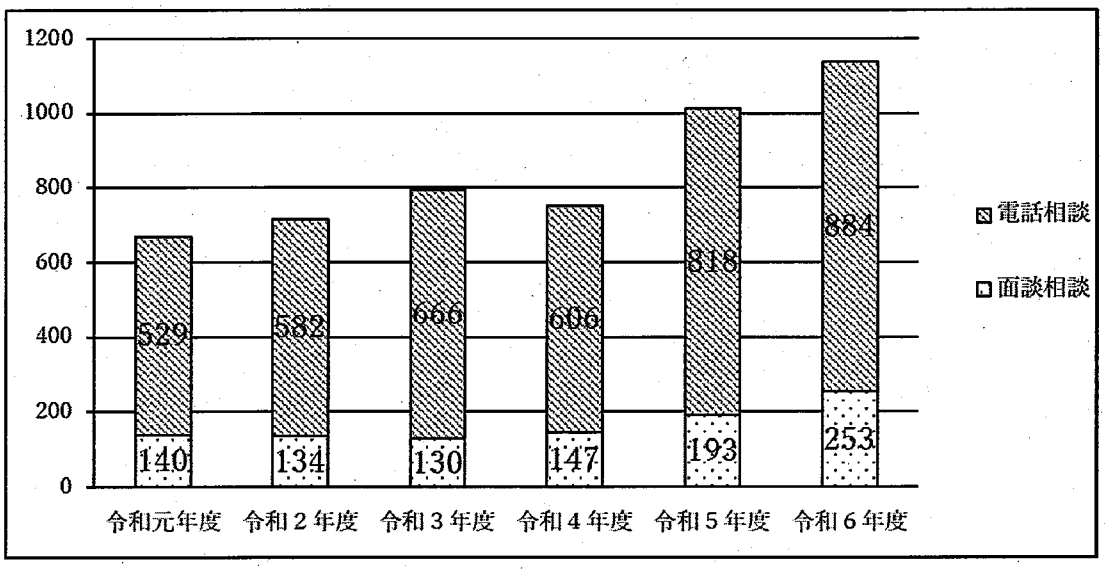

3　男女共同参画推進センター（いこりあ）の概要

男女共同参画推進センター（いこりあ）とは

「茅ヶ崎市男女共同参画推進センター」は、平成２５年４月に「茅ヶ崎市女性センター」から名称変更することに伴い愛称を募集し、イコールな場所を意味する造語である「いこりあ」に決定しました。

【理由】
イコール equal（英語：同一であること）に場所を表す接尾語(接尾辞)　の-ia を付したものです。

【応募者からのメッセージ】
この愛称が市民の皆さんに広く知られて、男女が互いにいっそう尊重しあい、あらゆる分野に共同で参画する意義を再認識され、またセンターがいきいきとした男女共同参画社会の実現の拠点として発展されることを願っております。

（1）設置目的　男女共同参画社会の実現をめざし、市民に学習の機会及び活動の場を提供し、女性の社会参加の促進及び地位の向上に寄与する。

（2）所 在 地　〒２５３－００４４
茅ヶ崎市新栄町１２－１２　茅ヶ崎トラストビル４階

（3）床 面 積　８８７．２５㎡　**貸出面積**　３１１．９８㎡

（4）概　　要

会議室名	定　員	面　積	特　徴
大会議室	100人	103.70㎡	講演会や会議に使用できます。軽度の体操は可能です。
第１会議室	15人	24.14㎡	小規模の会議に使用できます。
第２会議室	30人	48.25㎡	おもちゃや絵本があり、保育室としても使用できます。
第３会議室	15人	24.41㎡	小規模の会議に使用できます。
和室	30人	47.48㎡	会合のほか、少人数の体操も可能です。
実習室	30人	64.00㎡	調理実習ができます。調理台は５台あります。

交流ロビー	使用申込みは不要、無料です。 打ち合わせ、待ち合わせや休憩などお気軽に（飲食可）。図書コーナーあります。学習の場にもどうぞ。印刷機、コピー機もあります。

（5）配置図

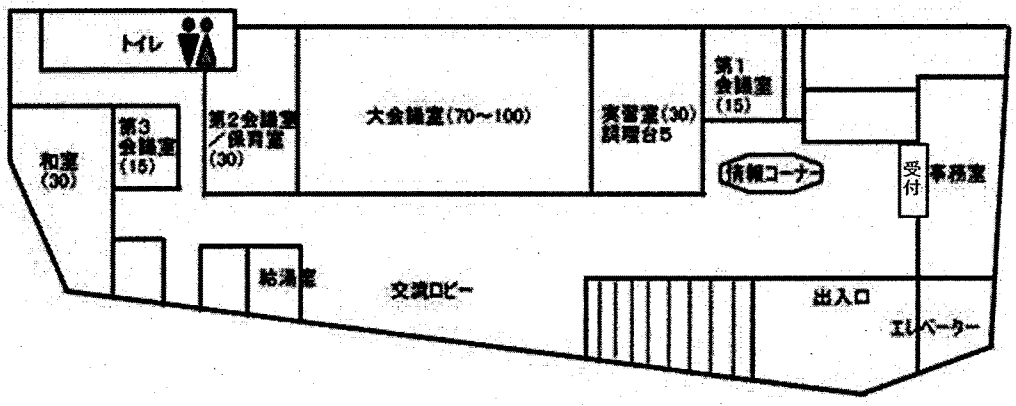

（6）開館日時

開 館 日　　毎週月曜日から土曜日まで

利用時間　　午前　　９時００分～１２時３０分

午後　　１２時３０分～１７時００分

夜間　　１７時００分～２１時００分

（ただし、７月から９月まで夜間２１時３０分まで開館）

休 館 日　　日曜日、年末年始（１２月２８日から１月３日まで）

（7）案内図

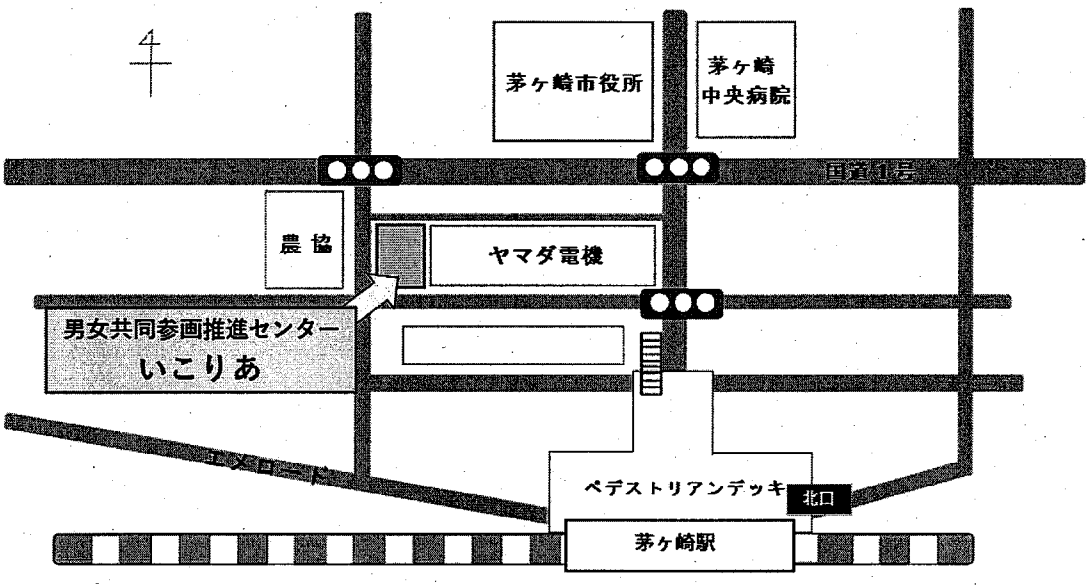

駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。
なお、自転車でお越しの方は、地下の「新栄町第3自転車駐車場」をご利用ください。

4　男女共同参画推進センター（いこりあ）の管理事業

男女共同参画推進センターでは、皆様に安心して利用していただけるよう施設を管理し、その他各種サービスを実施しています。

（1）建物管理業務

警備、消防用設備保守点検、昇降機保守点検、空調換気扇点検、電気設備保守点検、自動ドア保守点検、冷温水機・空調設備保守点検、加圧ポンプユニット保守点検をビル管理会社と共に実施しています。

（2）各種サービス

No.	項　目	内　容
1	電子複写機	１面につき１０円
2	印刷機	用紙持参（製版１回につき５００枚まで１００円）
3	テレビ、ビデオ	無料
4	ＣＤラジカセ	無料
5	図書	無料、閲覧及び貸出し。貸出期間は１４日間
6	ビデオテープ	無料
7	掲示板	無料、団体のポスターやチラシの掲示
8	コインロッカー	無料、コイン式ロッカー
9	給湯設備及び備品	無料
10	ウォーターサーバ	無料

男女共同参画推進センターいこりあ　図書コーナー

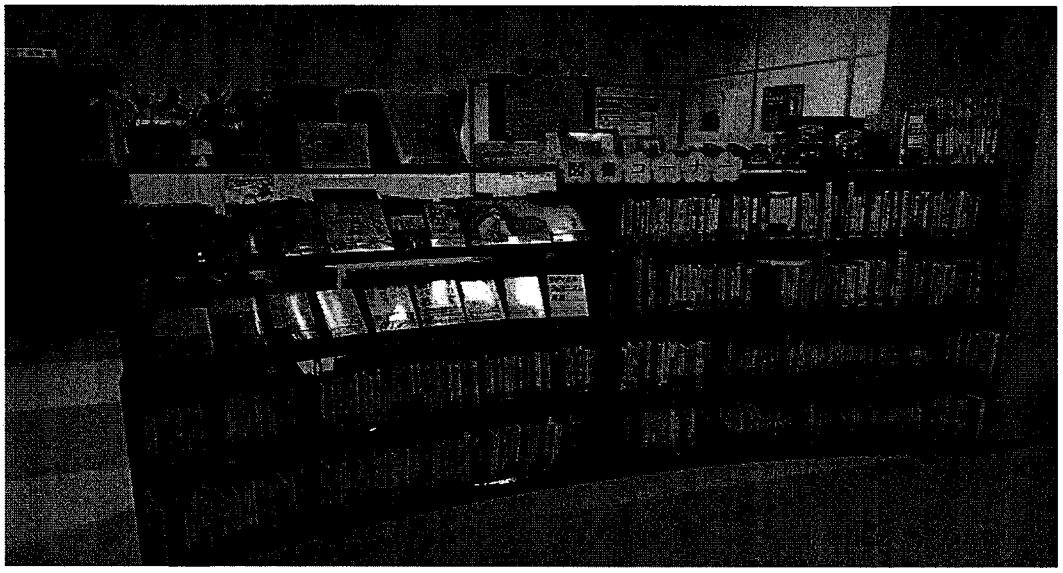

（3）施設の利用状況

場　所	区分	団体数	男性（人）	女性（人）	合計（人）	*1 利用率（%）
大会議室	午前	265	662	2,782	3,444	86.3
	午後	242	347	1,348	1,695	78.8
	夜間	238	580	791	1,371	77.5
第1会議室	午前	169	142	737	879	55.0
	午後	164	128	715	843	53.4
	夜間	159	404	486	890	51.8
第2会議室	午前	210	82	1,140	1,222	68.4
	午後	216	15	698	713	70.4
	夜間	60	114	197	311	19.5
第3会議室	午前	102	56	478	534	33.2
	午後	181	113	768	881	59.0
	夜間	53	187	151	338	17.3
和　室	午前	262	118	1,909	2,027	85.3
	午後	212	99	1,170	1,269	69.1
	夜間	138	680	888	1,568	45.0
実習室	午前	91	228	833	1,061	29.6
	午後	37	42	242	284	12.1
	夜間	11	39	53	92	3.6
合　計		2,810	4,036	15,386	19,422	*2 50.9%

（期間：令和６年４月１日～令和７年３月３１日）

*1利用率＝利用団体数÷開館日数（令和６年度３０７日）

*2利用率＝利用団体数÷（開館日数×部屋数×時間区分数）

（4）利用状況の推移

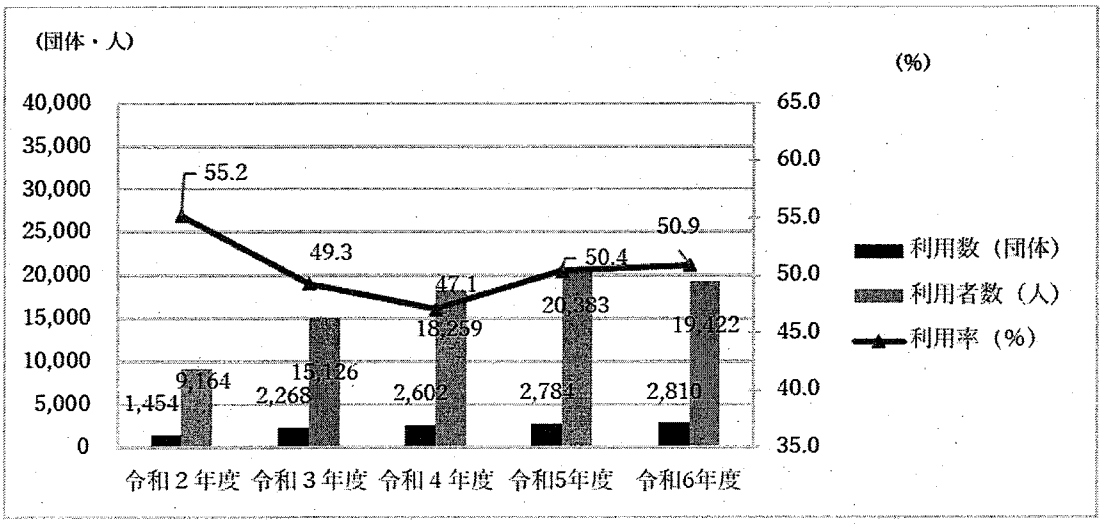

（５）施設の利用方法

ア　会議室を利用できる方

（ア）男女共同参画社会の形成に関する事業を行う者

（イ）生涯学習に関する事業を行う団体で市長が適当であると認めるもの

（ウ）その他市長が適当であると認める者

イ　利用者の登録について

施設を利用するには、事前に「一般利用団体」としての申請が必要です。

登録番号をお持ちでない方は、男女共同参画推進センターへ御来館のうえ、「利用登録申込書」を記入し、申請を行ってください。

（ア）センターで「利用登録申込書」を提出します。

（イ）団体ごとに「登録番号」が付与されます。

（ウ）茅ヶ崎市公共予約システムで「登録番号」を使用し、施設の予約をします。

ウ　利用申請手続き

登録番号が付与されたら、茅ヶ崎市公共施設予約システムで予約後、男女共同参画推進センターの窓口で利用申請をします。茅ヶ崎市公共施設予約システムは、ご自宅のパソコン、スマートフォン又は公共端末などからインターネットを通じて利用できます。

会議室利用の流れ

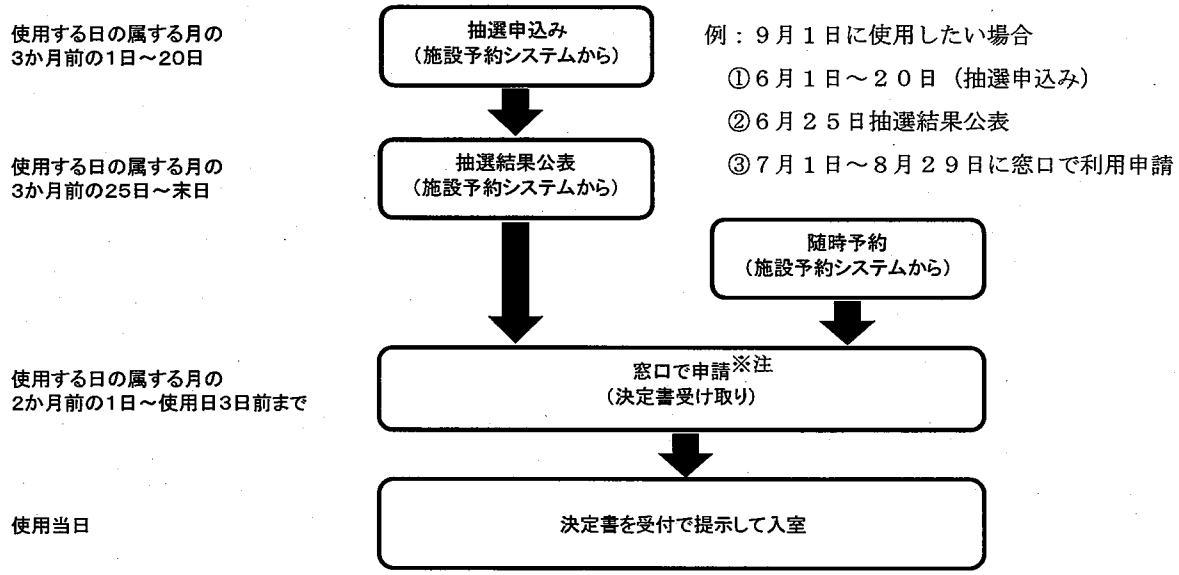

※注　有料団体については、窓口申請時に納付書をお渡しいたします。指定の金融機関にて使用当日までに納付してください。領収印が押印された納入通知書兼領収書を男女共同参画推進センターの窓口にて提示し、使用決定書を受け取ってください。

（6）茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体制度

男女共同参画社会の形成に関する事業を行う者に該当する団体で、次の要件を全て満たす団体は、「男女共同参画推進センター登録団体」として登録することができます。

ア　男女共同参画社会の形成を目的とする団体で一定の事業計画をもって活動していること。

イ　５人以上で構成された団体で、構成員の１０分の７以上の者が市内に在住、在勤、在学であること。

ウ　営利を目的としない団体であること。

エ　規約その他これに準ずるものを定めていること。

※男女共同参画推進センターの登録団体になると、一般利用者より１ヶ月先の施設の予約ができます。

（7）茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体は、人権を尊重した、誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる、ジェンダー平等社会の実現を目的として活動する団体として市と共催事業や研修会などを実施しており、現在、次の５団体が活動しています。

国際ソロプチミスト茅ヶ崎　（Ｐ２４）
茅ヶ崎市食生活改善推進団体　茅波会　（Ｐ２５）
茅ヶ崎市母子寡婦福祉会　（Ｐ２６）
マザーアース茅ヶ崎　（Ｐ２７）
ミクシテ「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」を推進する会　（Ｐ２８）

ア　国際ソロプチミスト茅ヶ崎

～ソロプチミスト　とは～

“soror ソロ（姉妹）”“optima オプティマ（最善）”という二つのラテン語から採って作られた「女性のために最良」という意味です。国際ソロプチミストは４つの連盟（アメリカ、ヨーロッパ、グレートブリテン&アイルランド、サウス・ウエストパシフィック）から成る連合体で、１２３ヶ国、約３，１００のクラブ、約９万人の会員を擁しています。国際ソロプチミストは管理職、専門職に就いている女性の世界的組織であり、「理解促進、提唱、活動」を通しての女性のグローバルボイスである。

〈活動目的〉

国際親善と理解および友情を通じて、女性の地位向上・高い倫理基準・万人の人権・平等・開発・平和を求め努力する。

〈活動内容〉

・周年記念事業

認証時：茅ヶ崎中央公園「ベンチ８脚」、５周年：ペルー「井戸掘り資金と緊急医療費」、１０周年：茅ヶ崎市「デイケアーバス２台」、１５周年：茅ヶ崎市「植樹ホルトノキ」、２０周年：茅ヶ崎市図書館「太陽電池・電波時計」と茅ヶ崎市公園野球場「ハイブリット街路灯２基」、３０周年：茅ヶ崎市市民ふれあいプラザ前庭「ソーラー式三面モニュメント時計」とハマミーナ「壁掛け時計」

・寄付

国際ソロプチミストアメリカ連盟、国際ソロプチミスト日本東リジョン、湘南つつみ苑（ジャンプの家）、小出川に親しむ会、ソロプチミスト日本財団、障害者地域作業所工房「朱」、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金、茅ヶ崎障害者センター「湘南鬼瓦」、茅ヶ崎市社会福祉協議会、社会福祉法人「翔の会」、茅ヶ崎市文化振興基金茅ヶ崎市美術館、茅ヶ崎市図書館、日本語で心をつなぐ会、茅ヶ崎交響楽団、文教大学 文教ボランティアズ、アレセイア湘南高等学校、茅ヶ崎国際交流協会、かながわ都市緑化茅ヶ崎フェア　ほか

〈活動日〉 毎月第３木曜日（１３：３０～１５：３０）
〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ
〈ホームページ〉 http://www.si-chigasaki.jp/
〈設　立〉 １９８６年５月２１日（日本では１９８番目）
〈会員数〉 ２１人
〈連絡先〉 czk@opal.plala.or.jp

国際ソロプチミスト　ロゴマーク

イ　茅ヶ崎市食生活改善推進団体　茅波会

〈活動目的〉

固定的性別役割分業を意識せず、公衆衛生の向上と食生活の改善を通じて男女の健康維持を支援する傍ら地域貢献活動として、男性の料理教室などに講師を派遣し、男性の地域参加を進めると共に女性の社会参加を促進する。食を通じた健康づくり活動を推進している。

〈活動内容〉

・茅ヶ崎市関係課の主催する料理教室や栄養教室への講師の派遣
・男性料理教室への講師派遣などによる食生活改善
・普及活動並びに健康維持を支援する事業の開催
・会員資質向上を目指して各種研修会の開催

〈活動日〉 毎月第４水曜日１０時から１４時まで
〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ、各地域公民館
〈ホームページ〉 なし
〈設　立〉 １９７１年４月
〈正会員〉 ４７人
〈会　費〉 ３０００円／年
※会費３０００円の内訳（茅ヶ崎市食改５００円・茅波会２５００円）
〈会員募集〉 市の主催する「ちがさき健康づくり講座」を受け（一年間）終了した方が入会できます。
〈入会金〉 なし
〈会則等〉 あり
〈代表者〉 町井　朋子（まちい　ともこ）
〈連絡先〉 町井　朋子（まちい　ともこ）
電話　０４６７－５４－７０３１

ヘルスメイト

ウ　茅ヶ崎市母子寡婦福祉会

〈活動目的〉

市内に居住する母子及び父子・寡婦の精神安定を図り、自立促進に努め、福祉向上に資する。

〈活動内容〉

・生活に関する相談指導
・会員相互の研修及び親睦を図るための会合、行事等
・母子家庭及び寡婦家庭に関する調査研究
・関係機関及び他の母子団体との連絡提携
・福祉会の運営資金を調達するための事業
・緊急母子貸付金に関する相談指導
・その他福祉会の目的達成に必要な事業

〈活動日〉 不定期に事業展開
〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ、茅ヶ崎市内など
〈ホームページ〉 なし
〈設　立〉 １９７８年４月
〈正会員〉 ３６人
〈会　費〉 ８００円／年
〈その他費用〉 その時々に応じる
〈会費募集〉 随時
〈入会金〉 なし
〈会則等〉 あり
〈代表者〉 日下　春美（くさか　はるみ）
〈連絡先〉 日下　春美（くさか　はるみ）
電話　０４６７－５２－５２８１
FAX　０４６７－５２－５２８１

ひとり親家庭の皆さんへ…
仲間づくりに
参加しませんか

茅ヶ崎市母子寡婦福祉会

エ　マザーアース茅ヶ崎

〈活動目的〉

全ての女性たちがもつ特性や個性を活かす場として、互いの人権と人格を尊び温かくおおらかな人間関係のなかで社会参画をする集いとする。

カテゴリー別に問題を掘り下げ、男女問わず参加者全ての協力の下、問題の改善に力を尽くす事とする。

〈活動内容〉

・防災分野における男女平等参画に関する学習（調査・研究）会の開催
・市民を対象に「ちがさき男女共同参画推進プラン」の目的に沿った男女平等参画推進のためのイベントなどを企画開催
・「組織のあり方」を考える学習会、シンポジウムの開催

〈活動日〉 月に１度の定例会　他イベント企画時は多数日
〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ
〈ホームページ〉 https://mother-earth-chigasaki.net/
〈設　立〉 ２０１８年８月８日
〈会員数〉 入退会という形式は取らず、参加型とする
〈入会金〉 なし
〈会則等〉 あり
〈代表者〉 山田　秀砂（やまだ　ひさ）
〈連絡先〉 山田　秀砂（やまだ　ひさ）
電話　０９０－３２３６－６２８５
E-mail　mother_earth@aroma.ocn.ne.jp

オ　ミクシテ「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」を推進する会

〈活動目的〉

学習と活動を通して、「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」を推進し、多様性を認め合うジェンダー平等、男女平等のまちづくりをすすめる。

〈活動内容〉

・ジェンダー平等、男女平等（共同）参画に関する学習（調査・研究）会の開催
・市民を対象に「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」の目的に沿ったジェンダー平等、男女平等（共同）参画推進のための講座などを企画開催（６月の男女共同参画週間に合わせて講座を実施するなども含む）
・当事者の目線で、女性（男性）の人権に結びついた情報の発信（情報誌の発行）

〈活動日〉 毎月１回火曜日または木曜日（原則）他に不定期
〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ
〈ホームページ〉 なし
〈設　立〉 ２００４年１２月
〈会員数〉 １０人・賛助会員２人
〈会　費〉 正会員２０００円／年、賛助会員１０００円/年
〈会費募集〉 随時
〈入会金〉 なし
〈会則等〉 あり
〈代表者〉 小磯　妙子（こいそ　たえこ）
〈連絡先〉 小磯　妙子（こいそ　たえこ）
電話　０４６７－５２－６７３１
E-mail　**taekoko55@yahoo.co.jp**

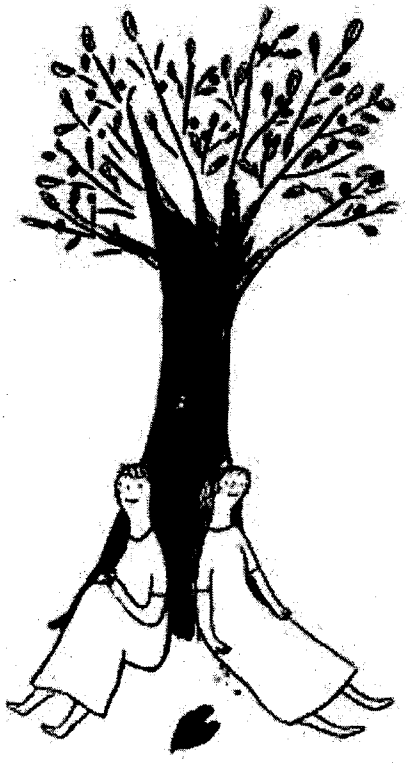

令和6年度
ジェンダー平等推進・男女共同参画社会の実現に向けた取組報告
（旧茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（いこりあ）事業概要）

令和7（2025）年　8月発行
発行　茅ヶ崎市　文化スポーツ部　多様性社会推進課
〒253－8686
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市役所本庁舎2階

電　話　0467－81－7150
FAX　0467－57－8388
ホームページ
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp

市ホームページ